

18世紀中後期ドイツにおける有機経済： 租税国家ヘッセン・カッセルの「地誌」に関する環境史的試論

香川大学 ICEDS

村山 聡

- I. はじめに：本稿の課題
- II. 研究史的背景
- III. 史料
- IV. 安定した収入を求める近世租税国家
- V. 有機経済に基づく複雑な権利体系と市場の実態を伝える地誌叙述
- VI. 考察

I. はじめに：本稿の課題

本稿が対象とする18世紀には政治的体制としての「ドイツ」は存在していない。ドイツ語を話す民族は確かに存在し、たとえ多数の方言があったとしても、ドイツ語を話す人々の土地を意味するドイツ人の一つの土地 *ein deutsches Land* というような表現は近世にも使われていた。現在のドイツという国名である *Deutschland* も第二次大戦以降に使用されているものであり、それまではドイツ帝国、正確にはドイツ人の帝国 *Deutsches Reich* が使われていた。中世から近世近代にかけて中欧に存在した大きな政体は「ドイツ国民のための神聖ローマ帝国」*Das Heilige Römische Reich deutscher Nation* と呼ばれていたが、ここでも「ドイツ国民」と表現することで誤解が生まれる可能性がある。その意味で「18世紀中後期ドイツ」の「ドイツ」という日本語の表現は曖昧である。ドイツの「国民」は存在しなかったからである¹⁾。

あくまでも個々の言語、例えばドイツ語を話す同郷人を示すナチオ *Natio*、つまり国民の語源であるラテン語のナチオが存在していたに過ぎない。その意味でヨーロッパには多くの言語を話す複数のナチオが存在し、例えば、大学というラテン語を共通語とする多くの高等教育機関が中世以来存在していた²⁾。

この政治的空間や文化的空間に規定される地理的領域とは別に、環境史³⁾的空間も存在している。例えば、土壌や気候はそれらの領域とは別の文脈で生命空間（これは *Living Spaces* という英語の日本語訳であるが、筆者独自の概念である）を構成していたからである。家族史研究においても、例えばアルプスに生きる人々には独特の生活と家族共同体の同質性があり、エコタイプ（生態経済系家族類型）という表現で政治や言語文化を超えた家族構造の均質性を議論したことがある⁴⁾。

しかし同時に、特に気象現象は2～2,000kmの範囲を対象とするメソ気象学でさえも地球レベルの気候変動を考慮しないわけにはいかず、地表面の一定の領域的な空間に限定して議論することはできない。さらに政治的な決断や経済的体制も自然環境に影響を与える。

自然を支配し統御しようとする人為的な試みと自然の猛威や恩恵とは相互関係にある。この点で、とりわけ歴史地理学は、環境史研究において大いに貢献してきた⁵⁾。例えば景観あるいは文化的景観に関する理解によって人

間と自然との関係に関して大いに研究が進展した⁶⁾。つまり、一定の地理的に閉じられた地域を限定すること自体が研究対象となり得るのである⁷⁾。ヨアヒム・ラートカウの『自然と権力』あるいはデイヴィッド・ブラックボーンの『自然の克服』は環境史を基調として権力構造を組み込んだ政策史的な観点を追求した典型的な議論である⁸⁾。

本稿の議論もこの延長線上に位置づけられるであろう。政治的に単一ではない時代、領域的にも複雑な所属性が存在したのが18世紀ドイツであり、現在のEUでも問題にされるように「国家と国民の一对一的排他的関係としての国籍」という「伝統的国民国家への所属性」において議論を展開することができない時代である⁹⁾。さらに「人々が君主に対して社会身分に応じてそれぞれの義務を負う時代」であった¹⁰⁾。しかしそこには近代への移行期ならではの特徴も観察できる。本稿で詳しく述べるように人口1,000人にも満たない小さな都市においても、その住民である「市民」は自由民としての権利を有すると同様に、複雑かつ多様な支配関係において、一方では、複数の領主支配の領民として分断されていた。しかし他方で、神聖ローマ帝国内の領邦内において、自分たちの生活を保障する政治的体制の庇護下であり、環境史的には多様な生態系を基盤として、経済史的には「市場」を通じた地域間分業という競争関係の中で地理的に位置づけられていた。政治的な権力領域を超えた地域ネットワークの中にその都市は位置づけられてもいたのである。

そこで本稿は、このような法制史的な枠組みと環境史的な枠組みの双方を組み込んで、この地域の時空間特有の歴史資料である「地誌」を対象として、ドイツ語圏の18世紀中後期における地理的空間のあり方の環境史的な具体像を提示することを目的とする。

II. 研究史的背景

ヨーロッパ近世史では、詳細かつ膨大に残されている裁判記録や遺産目録によって、物質文化の研究が格段に進んだ。これらの史料から得られた情報によってきめ細かな生活者の実態を再現することができ、前近代社会の特徴の詳細を明らかにすることができた¹¹⁾。その結果、特に経済史研究においては、下記の二つの領域において新たに大きな進展が見られた。第一にすでに多くの研究蓄積のある「勤勉革命論」そして第二に議論が開始されたばかりの「統合的小農経済論」である。

ただ、特に遺産目録については、多くが分割相続地域に限られて残されている。そのような地域では、男性においても女性においてもある程度確立された私的所有権に基づき、前近代においても個人資産が明確化されるという特殊な社会制度的背景があった。さらにそこに商業と市場の社会的浸透のあり方に地域差が生じることによって生み出される史料であったために、史料が残されている地域が限定されるだけでなく、残された時代も限られることになった。

それに対して、土地財産が一括して相続されるような地域では、土地財産あるいは資産に関わる歴史資料の残存状況が異なる。本稿では、すでに多くの研究蓄積がなされている分割相続地域ではなく、このような一括相続地域における日常生活を探ろうとするものである。その場合、下記に詳しく述べるような個人ベースの意思決定を問題にする家族史的な分析方法では十分に理解できない論点がある。それは、一括相続地域においては、支配関係の影響つまり土地の管理の実態あるいは行政のあり方が強く日常生活を規定していたと想定できるからである。そこでさらに環境史的な論点と行政史的な論点として、「有機経済論」そして「行政革命論」の2点を加え、合わせて4点が本稿の研究史的背景である。

第1は、主にヨーロッパの史実に基づき、ヤン・ドゥ・フリースによって定義づけられ

た「勤勉革命論」である。これは、もともと、日本の歴史人口学の創始者である速水融が、徳川日本の経済史的な特徴を表現するために、産業革命との対比で提示した議論であった¹²⁾。英国の産業革命が資本誘導型であり、労働節約型であるのに対して、そのような英国型の経済発展とは異なる様相を徳川日本の経済発展は示していたというものであった。徳川日本つまり1603年から1868年にかけての近世日本においては、英国に見られたような資本誘導型あるいは集積型の経済発展ではなく¹³⁾、労働集約型の社会技術が展開したという。

速水が提唱した勤勉革命論は斎藤修によると¹⁴⁾、四つの構成要素から成り立っている。(1)16世紀から17世紀にかけて、統制経済が市場経済に移行したという議論であり、(2)この市場化・商業化は、人口増加を伴い、人口あたりの農地比率の減少を伴った。そして、(3)利用可能な土地の減少に伴い、世帯構成からは隷属労働がなくなり、小世帯化し、労働力は近親者のみから提供されるようになった。そして、最後に、(4)徳川時代後期の農業生産力の増大は「勤勉革命」とでも呼ぶべきものであって、家畜の使役よりも人的労働力の集積と増大にその特徴を有したとした。

ドゥ・フリースは、この速水の議論をヨーロッパ版の商業化論に転換した¹⁵⁾。彼が主張したのは、最も根本的な変化は世帯経済の中で起こったというものである。より消費を願望する世帯内の構成員はより多くの労働を自らに課したという議論である。ドゥ・フリースは、消費の歴史はダイナミックな現象であり、単線的な市場化のプロセスではないことを主張している¹⁶⁾。英国をめぐる食の議論でクレイグ・マルドリュウは18世紀の英国では高賃金下で勤労意欲を生み出していくような構造にあったとして、この主張を支持し¹⁷⁾、また、ドイツのヴェルテンベルク地方については、女性の社会的自由を問題にするシー

ラ・オズルビーは、ギルドやツunftのような旧来の伝統的な統制的共同体経済は世帯内の労働の解放に歯止めをかけていたと議論した¹⁸⁾。

第2に、特に租税関係の史料群から得られる情報に基づき、上記とも関連するが、農奴制特にヨーロッパ東部における再版農奴制に関して、全く新たな議論が展開されるようになった点である¹⁹⁾。長い研究史のあるこの議論において提供された新たな視点は、「農民」そのものの生活特に経済生活の実態がより明らかにされ、一括相続地域においても、女性が単独相続をする場合や土地所有者ではない農村居住者の就業実態が明らかにされ、「農業」あるいは大きく「土地」に依存する経済社会の見直しが複合的な職業構造との関連で明らかにされるようになった。本稿でも詳しく述べるが、前近代の経済社会では商業と手工業は都市、農業は農村という二分法で考えられるほどに単純な地理的分業関係は存在せず、都市の住民といえども農業を兼業している場合も多く、また、農村社会においても手工業のみで生計を立てている住民も多い。市民と農民という二分法も決して自明の前提ではない。まだ多くの検討の余地のある議論であるが、これは旧来のプロト工業化論とも異なり、農業社会を基盤として問題提起をした議論として、「統合的小農経済」という新たな概念を導入し、複雑な就業構造を問題にするようになった²⁰⁾。

これら二つの経済史研究の中でも前者の勤勉革命論は特に家族史研究と接合し、また後者の統合的小農経済論も個々の住民による生活維持のための選択にその議論は焦点化されるように見える。しかし、土地への依存性に関しては、持続的に新たな価値を生み出す原動力は光合成に基づく生命体の連鎖にあるというように、より環境史的な議論²¹⁾との接点が重要であり、その点、資産価値が土地や森林に依存する度合いが大きいだけに、その所



地図1：ヴェラ川流域のヴォンメン(Wommen)の農地の地積図と貴族の所領の一部（ヘッセン国立文書館マールブルク所蔵）



地図2：ヴォンメン(Wommen)とヘルレスハウゼン(Herleshausen)（1857年の地図より）：ヴォンメンとヘルレスハウゼンとの距離はおよそ4kmであり、森林には記号が付されている。それ以外は都市・農村の居住地あるいは農地である。

有と管理の在り方は経営だけではなく自然と社会の統治機構である行政のあり方が歴史を動かす根本的な要因にもなり得る。

そこで次に行政史的な議論に踏み込む前提としての第3の視点は、より歴史人口学的な基礎研究に基づく議論であるが、結果的により環境史的な接点が明確となり、近代移行期に関する新たな空間論として理解できるものである。それは歴史人口学者トニー・リグリーが展開した「有機経済論」である。これは英国がストックとしての自然エネルギーである石炭の利活用を16世紀に進め、森林資源の制約からいち早く離脱し、英国の地域構造や生態系を変革し、産業革命を準備したという議論である²²⁾。この議論は近年、『経済史評論』(Economic History Review) 誌上で、

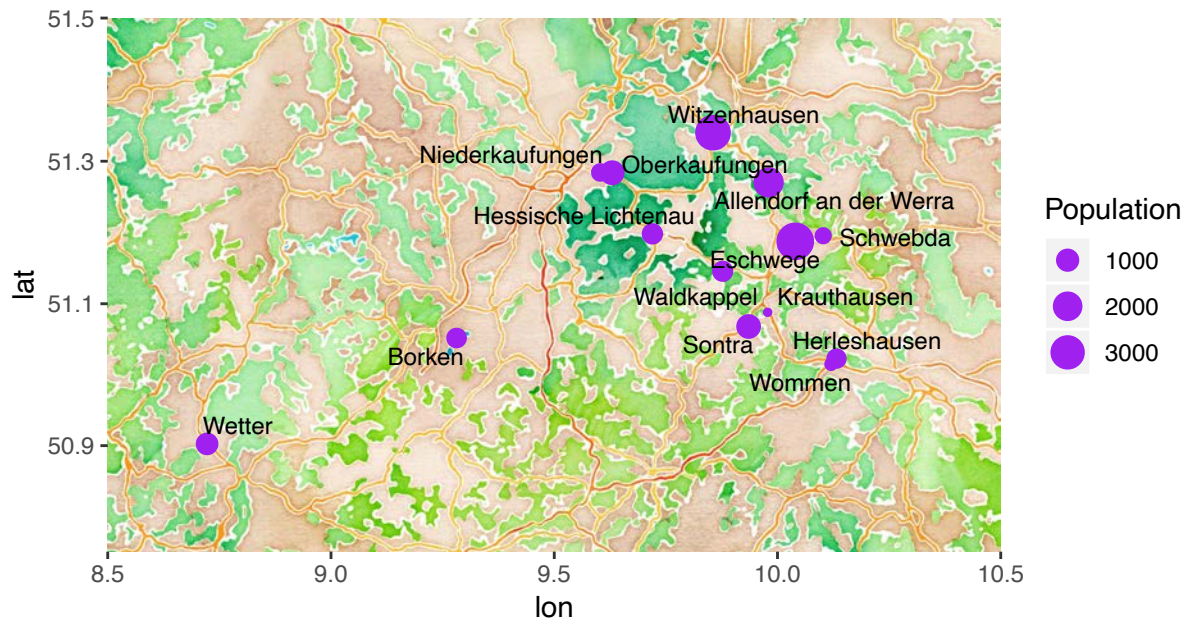
ヨーロッパ内部における地域差に関する議論が展開されるようになった²³⁾。新たな視点から地域間比較がなされるようになったのである。

例えば、イタリアでは、旧来より森林経済への依存性が高く、英国に比べて化石燃料社会への移行はかなり遅れたことが明確にされた。ドイツにおいては、泥炭地帯を除くと、本稿で取り上げるヘッセン・カッセルなどを含めて、森林に依存する経済社会は長く続いた。

森林は、暖をとるための用材を得るための資源であることはもちろん、いわゆる木々の実であるドングリなどを豚の肥育のために利用しており、養豚林として活用されていたこともあり、後に詳しく述べるように都市や農

表1: 18世紀中後期におけるヘッセン・カッセルの地誌

地名	地誌の年代	都市・村落の区別	緯度	経度	人口	刊行年
Waldkappel	1744	都市	9.877247	51.145683	758	1965
Witzenhausen	1745	都市	9.855564	51.339968	3,308	1965
Eschwege	1769	都市	10.039773	51.187666	3,813	1959
Sontra	1777	都市	9.935365	51.068055	1,201	1974
Borken	1777	都市	9.281323	51.051847	699	1962
Hessische Lichtenau	1779	都市	9.719787	51.198211	778	1964
Wetter	1783	都市	8.722523	50.902535	923	1963
Allendorf an der Werra	1789	都市	9.980096	51.270340	2,134	1981
Krauthausen	1746	村落	9.956245	51.061809	117	1969
Wommen	1747	村落	10.120111	51.014981	201	1968
Herleshausen	1748	村落	10.132151	51.022823	663	1976
Schwebda	1750	村落	10.102365	51.195606	394	1971
Oberkaufungen	1777	村落・半都市	9.629756	51.283912	1,218	1962
Niederkaufungen	1782	村落	9.603172	51.284321	503	1984



地図3: 18世紀中後期におけるヘッセン・カッセルにおいて地誌が残されている都市と農村の位置と人口規模

村の住民にとっては生命維持になくてはならないものであった。そのため、森林は貴族や領主あるいは都市や農村共同体の共有地管理であることが多く、そこから生み出される有機経済社会は所有権と利用権の複雑な支配関係に基づいて維持されていた。地図1にあるように貴族の所領と農民の耕作地は隣接し、また、地図2のように森林の立地と集落や農地の立地は単純な関係にはなく、十分な薪や建築資材の確保は決して容易ではなかったことが推察される。

「ヘッセン・カッセルの地誌」を問題にする本稿における研究史的な論点として、最後の第4点は、前近代的な行政から近代行政への転換問題である。経済史の理論をまとめたJ・R・ヒックスの議論²⁴⁾は、すでに重要な行政史的視角を提供していた。「市場の勃興」を軸に世界経済史の道筋を議論する際に、ヒックスは、古代地中海世界の都市国家が生み出した「商人的経済」は「第1の局面」では自ら政治的権威を作った場合を除いて、「政治的権威から逃避」していたのに対して、「中

期の局面」では政治的権威は「商人的経済」を破壊する場合はあっても統制するほど強力なものではなかった。それに対して「近代の局面」では有限責任会社や中央銀行が生み出され、「商人的経済」はその内部的発展に伴い、政治構造の形態や支配者の目的とは関係なく、政治的権威が「商人的経済」を支配することが極めて容易になったとする²⁵⁾。これをヒックスは「政府の行政革命」と呼び、その期間は歴史としては珍しく明確に指摘できる第一次世界大戦(1914~18年)としている²⁶⁾。

しかし、この議論は正確には十分に展開できてはいなかったように思う。彼の『経済史の理論』の中心的な課題は、価格が市場を通して変動する時代を明らかにすることにあったが、その過去と価格の弾力性が失われ、固定価格型に変化する歴史的变化との関係性はほとんど説明されていなかったからである。

とはいえ、ここに中世から近代にかけての長い「中期の局面」である「顕著な特徴である租税収入の慢性的な不足²⁷⁾」の時代は終焉

を迎えることになる。二つの世界大戦を経てもなお「近代の局面」は依然として国家財政の大きな資本に基づく統治が継続している。有機経済のローカルな縛りに翻弄された時代は過去の遺物のように思われるかもしれないが、ある意味で自主主義的な伝統が現在でも生き続けている場合もないわけではない。

しかしそれは理念や思想レベルでの継続性に過ぎず、結論を先取りすれば、本稿で取り上げる時代に生きた人々にとって、自分の住む土地の身の回りの資源の存在とその限界そして新たな有機的価値の創出源としての可能性に自己と地域社会の存続をかけていたのであり、その生命維持装置からの租税の取り立てはかなり慎重に対応するべきものであった。その意味で、自然環境、そしてそこから生み出された文化的環境・景観の地域差は大きく、一つとして同じ有機経済システムは存在しなかったとも言える。

III. 史料

本稿で利用する史料は主に公刊されている史料群で「ヘッセン・カッセルの地誌」と総称されている。ここで言う「地誌」とは都市や農村も含まれる「場所の叙述」(Ortsbeschreibungen)である。この刊行物は断続的に1959年から1981年までに出版され14巻を数える²⁸⁾。この公刊資料の個々の歴史資料の正確な表題は、「土地台帳とその前書き」(Kataster und Katastervorbeschreibungen)という名称であり、土地台帳を作成するにあたっての概説ということになる。ただ、土地台帳あるいは作成された地積図の説明というよりも、その場所の概説であり、“Ortsbeschreibungen”とこの史料群の翻刻において、そのシリーズの名称をとしているのは正鵠を射ている。

この地誌は徴税目的で作成されているが²⁹⁾、徴税額の確定は簡単な作業ではなかった。その理由は以下で特に羊牧に関して詳し

く述べる際に明らかにされるように、放牧地の土地所有権さらには管理のあり方はとても複雑であり、個人の財産や所得を確定することは決して容易な課題ではなかったからである。そのために、その場所の地理的な位置、歴史や所領の由来、河川や小川、施療院、教会、学校などの各種の情報が盛り込まれている。土地および租税台帳を補完する内容であることあるいはその条件においてのみ具体的な生活実態が明らかになることは確かである。

そこで本稿では、いくつかの事例を取り上げ、その叙述が補完以上の意味を有していたことを明らかにしたい。

表1にあるように、これらの地誌は8都市と6ヶ村に関して叙述されたものであり、地図3では、その位置と人口規模を示している。ただし、村落としてカウントしているオーバーカウフンゲン(Oberkaufungen)については、村落に加えて、すべての特権を得てはいない小都市であるフライハイト(都市に準じた権利を有する集落である半都市としておく)が含まれている。この半都市は元々修道院の建物の周辺に位置し、1527年に世俗化されてのち、独自の行政組織を備えていた³⁰⁾。

もっとも、農村部との境界線は明確ではなく、一つの地誌として叙述がされている。本稿では詳しくは触れないが、宗教的にも複雑であり、カトリック、ルター派、カルヴァン派などそれぞれの地域で宗派構成は異なる。さらに、所領の統治形態も単一ではなく、例えば、先に地積図を示したヴォンメンは小貴族の所領であり、ヘッセン方伯の直接の所領でない場合などがある。

IV. 安定した収入を求める近世租税国家

ヒックスは「総国富に比較して大量の取引が二、三の港を通して行なわれたという点で、イングランドの『王』は、他に例をみないほどよい地理的条件に恵まれていた」³¹⁾と

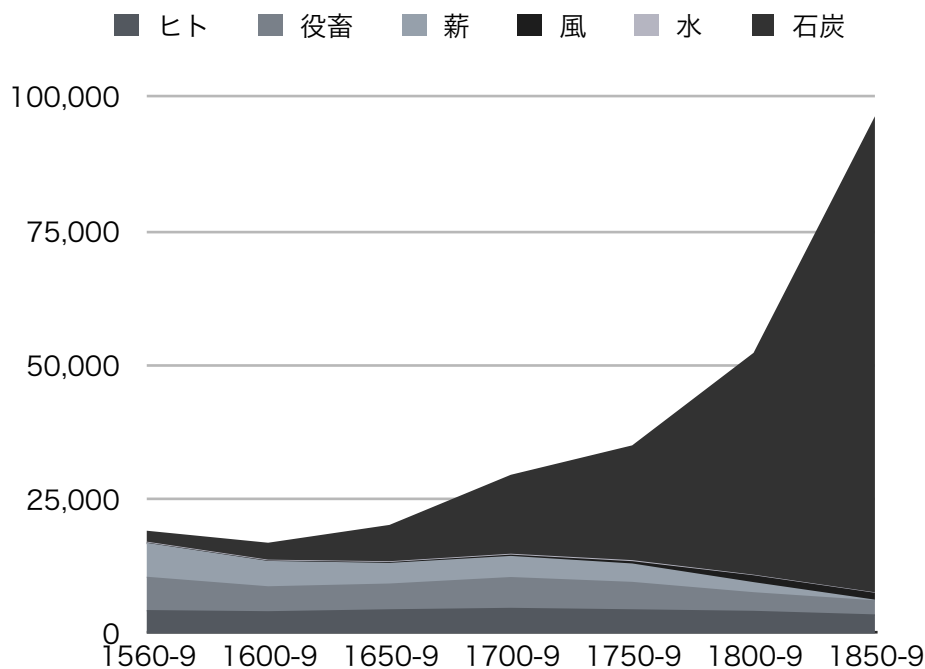


図1: 16世紀から19世紀にかけてのイングランドとウェールズにおける一人あたりの年間エネルギー消費量 (メガジュール)

出典：前掲22), Wrigley, 2016, p. 34, Table 3. 2 Annual energy consumption per head in England and Wales (megajoules)より作成

指摘している。王や領主は常に困窮しており、いかに諸国民の富とりわけ商業的な活動で得られる富を把握するかは極めて重要な財政政策となっていた。

それと同時に、貨幣・金融の発展が国家の財政に根本的な改革となっていた。もっとも、本稿が対象としている時期には、領主は必ずしも絶大な信頼を得ていたわけではなく、租税を正当かつ公平に徴収することそのものでも常に困難が伴っていた。その意味で、当時の経済社会のあり方は多様であり、とりわけ、農民や農奴に課される古い形態の地租はたとえそれが全人口に課される人頭税になったとしても、「大きな支払い能力を持つ人々の富」つまり「商人階級の富」を捕捉することができなかったからである³²⁾。

英国はその意味でも一歩抜け出していたということが言える。しかし、富めるものは租税から本当に排除されていたのであろうか。あるいはこの時代、租税の公平な負担とは何を意味したか、改めて問いかける必要があ

る。というのも、誰が租税を納めていたかという点では、ヨーロッパの中でも一様であったわけではなく、あえて共通点を見出すと擦れば、むしろ累進課税というよりも逆進課税が一般的であったからである。いわゆる名望家層は租税の支払いをすると同時にその地の経済社会を掌握していたとも言える。

例えば、筆者自身が検討したライン下流地方におけるヴッパー・タールの事例では、租税の支払いをしていたのは一部の富裕層、名望家層に限られていたことがわかっている³³⁾。さらに、本稿で取り扱う史料と同じ史料を分析したグレーベ&クリューガーは、都市ヴァルトカッペルと農村ヘルレスハウゼンにおいて、上層の16%の階層が徴収された租税総額の36~38%を収めていたことを証明している。つまり、租税の基盤そのものが何であったのか。そしてそれは、土地資産あるいは所得だけが問題であったのかという疑問も重要である。例えば、経済的不平等に関して財産税目録を他地域に関して詳細に比較した、最

近のイタリアの経済史研究は、その貨幣量的把握は、実際の課税対象額ではなく、租税分担の割合を示していることも明らかにされている³⁴⁾。富者の論理が貫徹する社会は予想以上に長く生き延びており、全ての経済社会の変化を産業革命に求めることは間違っているであり、現代社会の経済的不平等の淵源は長期の歴史研究によって初めて明らかにされることである。

さて、やはりこれもヒックスがすでに指摘していたことであるが、官僚やサラリーマン階層のように「容易に査定のできる所得のある人々が登場してくるまでは、所得税が軌道に乗ることはほとんど不可能」³⁵⁾であった。つまり、ヒックスが十分に展開できなかった論点に、国家が主導する行政社会そして経済を主導する企業社会との関係の中に、この公衆がその水準を知ることのできる平均所得額が登場するようになったのである。

話を元に戻そう。ヒックスは、都市国家が中心となった商人的経済の時代を、経済発展の「第一の局面」と呼び、本稿で問題にしている時代を「中期の局面」と呼んでいる³⁶⁾。この「中期の局面」では、商業が経済全体の富を大きく増大させ、「その富は農業に基礎をおく経済の水準をはるかに越えるほどになって」いた³⁷⁾。ヒックスは議論していないが、すでに述べたように、リグリーが展開した議論として、これは太陽エネルギーによる光合成に富の源泉を見ていた有機経済の時代の大きな転換を意味していた。もっともこのような議論が、化石燃料、この場合は石炭消費の先進国である英国以外にも適応できるかどうかは問題である。

確かに土地にのみが租税の基盤を求めていた時代は変化を余儀なくされていた。さらに、通行税や関税だけでは商人の富を十分に捕捉できないことは事実であったし、安定的な租税収入ならびに災害等に対する臨時的な支出を満たすだけの租税収入を十分に確保す

るために様々な努力がなされた。この結果、ヘッセン・カッセルにおいて生み出されたのが、本稿で検討する地誌史料群であった。

この時代、恒常的な租税収入を必要としたのは常備軍の編成のためであった。しかし、この常備軍は戦争だけに活用されたのではなかった。フリードリヒ大王(1712~1786年)の治世は1740年から開始されるが、この時代、プロイセンの軍隊は湿地帯であるオーデル川流域の大改造計画を軍隊を利用して実施し、新たな入植地の創設を行っている³⁸⁾。すでに大王以前の時代から「新たなオランダ」³⁹⁾が誕生し、軍隊はまさに「経済の弾み車」⁴⁰⁾であり、統計表と地図と地誌、これらがフリードリヒ大王のような統治者の力となったのである。そしてさらに森林資源の科学的活用に基づき、18世紀半ばに地図は塗り替えられ、啓蒙の時代の大学で地理学も登場した⁴¹⁾。ある意味で地理的把握と新たな国家的な開発的統治という激動の時代にここで対象とする地誌は作成されたのである。

この時代、正確には1736~1791年にかけて、ヘッセン・カッセル方伯領では、租税負担の正しい分配をめざして、領内の租税ストックの改正を試みたのであった⁴²⁾。つまり、課税できるフローの経済ではなく、資本量の再検査を全土にわたって行った。すでにワインやビールに関しては間接税が導入されており、30年戦争後の1654年には常備軍が神聖ローマ帝国から独立して帝国内の所領で導入され、租税国家は誕生していた⁴³⁾。

しかし、すでに述べたように、安定的な租税収入の確保は決して平坦な道ではなかった。それは住民の抵抗ももちろんであるが、都市特権、裁判権、開市権、放牧権、醸造権など種々の住民の権利はそれぞれに歴史があり、単一の支配領主の下にある領地といえどもその多様性は複雑であり、所得や財産から徴税するとしても、実際の経済状況は複雑さを極めるものであった。

V. 有機経済に基づく複雑な権利体系と市場の実態を伝える地誌叙述

18世紀中葉において、石炭というエネルギーをストックをすでに活用する社会になっていた英国は、化石資源のエネルギー活用に重心を置き、森林資源にのみ頼らない近代「脱」有機経済社会に突入していた。

図1に示されているように、個人あたりのエネルギー消費量において、実に61%は石炭によるものであった。それに対して、森林資源による薪もしくは薪炭は10%を切っていた。1560年代では33.0%であり、その際、石炭は10.6%であった。薪炭よりも石炭がより使用されるようになるその転換は、イングランドとウェールズでは17世紀の前半に生じている。このような統計データはドイツ語文化圏では管見の限りまだ整理されていない。もっとも、本稿で取り扱っている地誌にはこの地域での石炭利用は全く出てこない。

英国における石炭の消費拡大への変化は地域構造に決定的な変化を与えることになった。特に寒冷な冬を越す必要のあるヨーロッパでは、薪炭を活用していた社会のほとんどは近隣の森林資源に頼る傾向があった。もちろんその森林資源は植物の光合成に基づくエネルギー源に頼ることになるが故に、その管理には細心の注意が払われていた。石炭が活用される社会になると、その石炭資源のある採掘地と消費地との交通と費用が最大の問題に転換する。地域資源の活用形態ならびに道路網や水路網による地域間ネットワークは決定的な変化を経験することになる。

本稿が問題にしているヘッセン・カッセルではまだそのような転換を経験していない。先にも触れたようにドイツにおいても北ドイツなどで泥炭が活用される社会ではその種の変化を見ることができ、中部ドイツや南ドイツは森林資源に依存する有機経済社会がまだ存続していた。

結論を先取りすれば、そのようなエネルギー資源の利活用における転換を経験していなかったヘッセン・カッセルにおいても国家レベルの近代的統治の体系化は確実に進んでいた。本稿で検討している地誌は1740年代から1780年代までを比較することができるため、18世紀中後期の地誌において、明確に近代型統治が完成されたことを検証することができる。そこで本項では、次の二点を明確にする必要があると考える。(1)国家官僚における地方の租税管理と経済事象の貨幣数量化、そして、(2)租税資本として地域を総体として把握しようとする試みの背景とその理由である。

この2項目を取り上げる理由を前もって仮説的にまとめると、第一に、太陽光を資源とする有機経済つまりフローの生活資源を生み出すのは土地であるため、租税システムの根幹にある税収入の基底は依然として、複雑な土地所有の権利関係に規定されることになっていたからである。より科学的な測量と合わせて実施された租税の改正は不分明な土地所有を一切残さず、主従関係での現物給付などにおいてもすべて貨幣数量化の方向に進んだ。都市や農村の立地や所有権に関しても記述がなされた。これらの地誌群はその場所の有機経済的な経済力をあまねく書き出すことになったからである。

さらに、地代を核にする旧来からの租税徴収に加えて、商工業従事者の租税徴収に関しても格段の定式化が進み、商工業従事者からの租税徴収の公平化が進み、さらに国家官僚が地方での徴税を直接管理するシステムに移行し、租税は領邦の臣民による下からの義務感による納税ではなく、平等な税負担の保証を謳う国家の管理事項となった。

しかし、現在手元で見ることのできる地誌は想像以上の地域差を示している。それは、例えば、牧羊の権利や醸造権において特に顕著であるが、グレーフェ&クリューガーやヴェ

ンツ・ハウプフライシュの論考では十分に議論はなされていない。それはグレーフェ&クリューガーの場合は、個々の手工業における租税資本の見積額と生産量との相関による税の公平性への関心が中心になり、また、ヴェンツ・ハウプフライシュの場合には租税台帳などに反映する集計量の信頼性の問題を中心に扱っていたからである。

新たな租税額を査定するにあたって、この租税改革が問題にしたのは各個人や経営体の所得ではなく、租税資本として、個人あるいは農村あるいは都市共同体の総体としての経済能力をこの租税改革で査定しようとしたのである。その意味では自然の諸関係も含めて、都市や農村の立地あるいは相互の地理的な関係性も含め優れて地理的な地域把握をめざしていた点に注目する必要がある。

これは決して容易な課題ではなく、おそらくこの後、このような地域把握の試みはヨーロッパではなされていないと思われる。国家が租税収入のみを考えるとすれば、各個人の所得や各経営の収入を把握することを最大の関心事とし、自然環境や地球環境の維持を考える必要がなければ、このような面倒な調査を持続する必要もなく、膨大な人員も経費もかける必要がなかったからである。

そこで、本稿における第二の課題は、租税資本として地域を総体として把握しようとした理由を解明することになる。租税システムと地域の経済力の総体把握とを連動させることは現代社会では考えられない。とりわけ日本では、かつての小農経済が把握していたような地域単位はより大きな行政単位に包摂されており、行政単位は統廃合はあったとしても、地域把握のために細分化されるような傾向はほとんどないからである。

そのような傾向とは逆に、ヘッセン・カッセルの村落単位の地誌においては、自然環境、森林資源、歴史的な背景に基づく諸権利そしてもちろん人的資本や家畜等も含めて地

域の総体を「租税資本」(Steuerkapital)と捉える原則が租税の見直しにおいて貫かれている。その結果、地域の詳細を叙述する地誌と租税台帳などが組み合わされ作成されたと考ええる。

そこで以下、この2点について検証していくことにする。

(1) 国家官僚における地方の租税管理と経済事象の貨幣数量化

ヘッセン・カッセルには領主の所領はもちろんのこと、貴族の所領もあり、また、都市が所領を抱えていることもある。各地に住む住民にとってこの土地所有関係は生活の糧を稼ぐ農地の基本原則が異なるわけであるから、その農地で得られた収入がどれだけ自分たち個人の収入になるかも重要である。というのも、この時代にはまだヨーロッパでは隷属農民が存在していたからである。

もっとも本稿で扱っている都市や村落では移動や婚姻の自由のない隷属農民は存在していないと地誌は語っている。しかし、領主の所領や貴族の領地に住む住民が全く自由であるわけではなく、そこに住まう、あるいは、農地を耕し収穫を得る限りにおいて、賦役あるいは労役の義務がないということはなかった。もっとも無償労働ではなく、その対価は支払われていた。家庭内の労働はともかくおよそ全ての労働はその対価が計算されていたのであるが、パンやビールあるいはチーズといった実物給付が存在していた。

例えば、ヘルレスハウゼンの1748年の地誌では、荷車一台の干し草を集め領地内で運んだ場合、[丸]パン([丸]は著者の補足)の半分の給付された。7台の荷車の堆肥の場合、[丸]パン1個、1アッカー(=Acker, 23.86アール)あたりの収穫などを運ぶ場合は、1アッカーあたり[丸]パン一個、城に1日4往復で[丸]パン半分と2個のチーズ、それに0.5リッターのビール、もしより遠くへ運ぶ場合には、1マイル(9.2キロメートル)あたり丸パン半分と

0.5リッターのビールそして2個のチーズとされた⁴⁴⁾。

このヘルレスハウゼンには、ジージェスホーフ(Siegeshof, 現在はSiegelshofと呼ばれる)に領主の城があり、その城に農地が付随しており、ヘルレスハウゼンの住民はその農地を耕していた。その農地の収穫物はすべてではないにしても自分たちの所有とすることができたため、その収穫物を城に運ぶ場合に、その量と内容によって対価が現物で支払われていたのである。その他にも領主の土地があり、同様の仕組みで農地が開墾され、収穫物が存在した。農地を耕すことそのものには対価は支払われていなかった。その地での収穫物は賃租を支払う以外は自分たちのものになったからである。

城の農場では、32名の農民が耕作をしており、その氏名が地誌には記され、それぞれ、例えば、3アッカーなどと耕地面積が耕作する各個人ごとに記されていた。土地台帳での確認はできていないが、耕していた場所も明確にされていたと考える。都市の住民にはこのような労役義務は存在しなく、1750年に作成された農村であるシュヴェーブダ(Scwebda)の地誌でも同様の表現が見られる。そこでは、半分のパンというような表現ではなく、一個まるごとの場合、一かたまりのパン(1 Laibchen Brot)⁴⁵⁾とあるが、これはほぼ同じ内容を示すと考えられる。ただ、これらのパンの正確な重さはわからない。ドイツで現在も売られている一般的な丸いパンではないであろうか。

重要なのはこのような労役が要求される根拠であるが、それは土地の小作料や地代、製粉用水車小屋の使用量などから生じ、それぞれ詳細な労役義務に関して、現物給付の形で相殺されていた。ただし、1740年代と1760年代以降には違いがある。1760年代にはこれらの現物給付は全て貨幣量に換算されるようになった。つまり、労役の内容に変化はない

が、全て貨幣計算されることになったということである。例えば、ニーダカウフゲンの場合、農場所有者は、63ライヒスターラー(Rtl.)19アルブズ(Alb.)2ヘラー(Hlr.)の耕作料金と72Rtl.18Alb.の宮廷木材運搬費を支払う必要があるとして細かな労役を列挙するようになった⁴⁶⁾。

労役義務が貨幣数量化したとしても、このような領主に対する労役あるいは賦役義務が完全に解消されるまでにはさらに1世紀近い年月が必要であった。例えば、ニーダカウフゲンの事例では、1849年の史料において、1845年の契約によって、完全に自由が得られたのは1847年11月27日以降であったことがわかる。これは、1782年の地誌の写しにその欄外に記載されている文言から判明することであった⁴⁷⁾。

領邦君主制における臣民は、領邦君主の庇護の下に平和が維持されるというその保障に対して、賦役や租税を支払うということが根本的な責務と理解されていたと考える。他方で常に戦争の危機に晒されるヨーロッパにおいては常備軍の充実が不可欠となり、国家財政は常に逼迫していたのである。臣民の理解の下に可能な限りでの徴税が実施される必要があった。

ヘッセン・カッセルの地誌に関して、特に、1740年代に作成されたヴァルトカペルとヘルレスハウゼン⁴⁸⁾に関しては、グレーフェ&クリューガー⁴⁹⁾が財政社会学的観点から税の公平性に関する検証をすでに行なっており、ヴェッター⁵⁰⁾に関しては、行政史的な観点からその史料の正確さを議論したヴェンツ・ハウプフライシュの論考がある⁵¹⁾。ヴァルトカペルとヴェッターはいずれも都市であり、前者の地誌は1744年作成のものであり、後者は1783年作成である。

グレーフェ&クリューガーそしてヴェンツ・ハウプフライシュによって明らかにされたことは、国家官僚が現地に入り、個々の村

表2：家畜数

地名	地誌の年代	都市と農村の区別	人口	家畜									
				馬	1人あたり馬数	雄牛	1人あたり雄牛数	雌牛	1人あたり雌牛数	羊	1人あたり羊数	豚	1人あたり豚数
Waldkappel	1744	都市	758	44	0.058	16	0.021	198	0.261	1352	1.784	130	0.172
Witzenhausen	1745	都市	3,250	62	0.019	0	0.000	219	0.067	1400	0.431	0	0.000
Eschwege	1769	都市	3,642	122	0.033	0	0.000	373	0.102	1550	0.426	0	0.000
Sontra	1777	都市	1,139	38	0.033	7	0.006	245	0.215	1264	1.110	300	0.263
Borken	1777	都市	699	14	0.020	105	0.150	125	0.179	260	0.372	0	0.000
Hessisch Lichtenau	1779	都市	778	0	0.000	0	0.000	0	0.000	100	0.129	0	0.000
Wetter	1783	都市	923	33	0.036	19	0.021	227	0.246	1377	1.492	0	0.000
Allendorf an der Werra	1789	都市	2,134	66	0.031	0	0.000	207	0.097	1070	0.501	0	0.000
Krauthausen	1746	村落	117	17	0.145	20	0.171	38	0.325	410	3.504	0	0.000
Wommen	1747	村落	195	11	0.056	34	0.174	53	0.272	250	1.282	0	0.000
Herleshausen	1748	村落	663	6	0.009	125	0.189	236	0.356	900	1.357	0	0.000
Schwebda	1750	村落	394	13	0.033	3	0.008	90	0.228	500	1.269	0	0.000
Oberkaufungen	1777	村落・半都市	872	43	0.049	52	0.060	214	0.245	203	0.233	0	0.000
Niederkaufungen	1782	村落	503	105	0.209	60	0.119	159	0.316	370	0.736	0	0.000
Total			16,067	574	0.036	441	0.027	2384	0.148	11,006	0.685	430	0.027

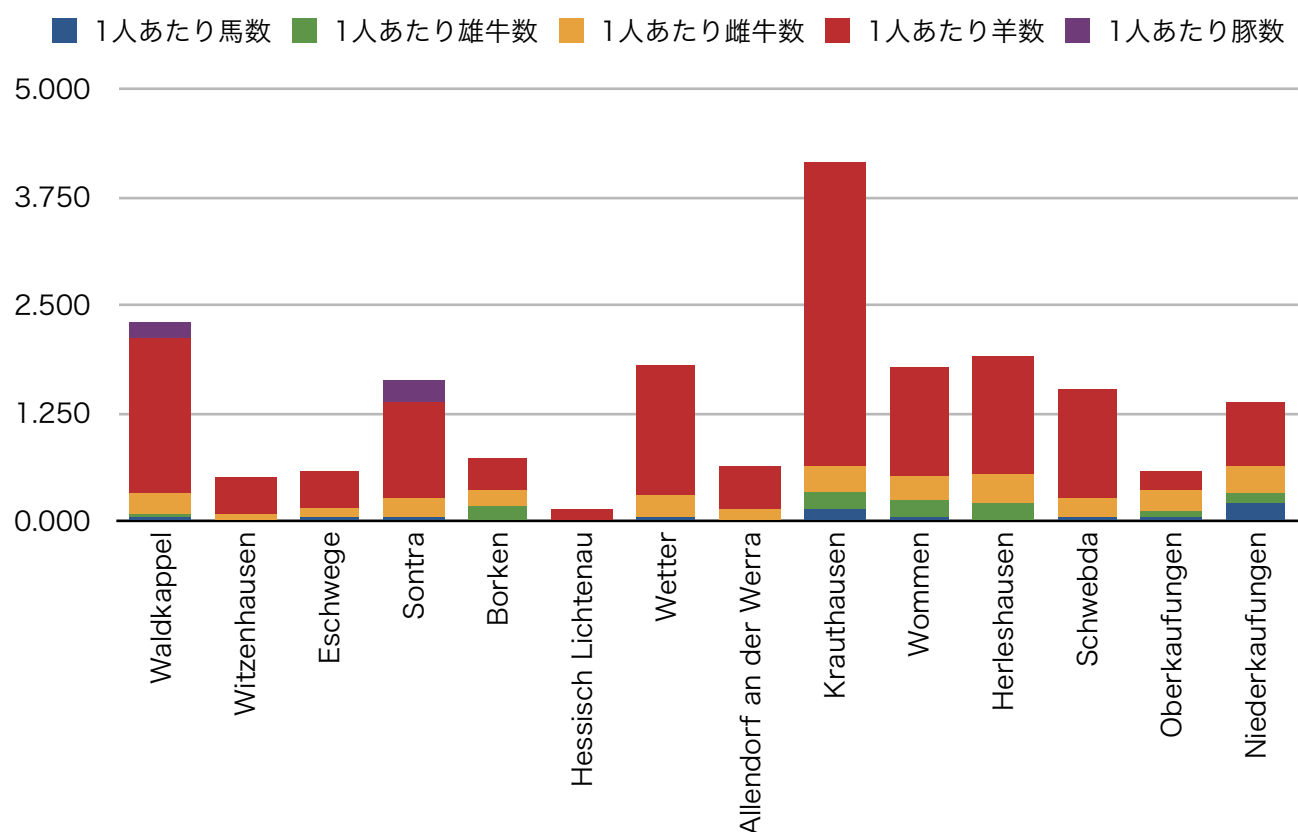


図2：各都市及び農村における家畜数(人口一人あたりの数値を積み上げている)

表3: 18世紀におけるヘッセン各地の羊牧権

地名	編纂年	都市・村落の 区別	人口	刊行年	羊牧権 の有無	備考：羊牧権の制限他
Waldkappel ヴァルトカペル	1744	都市	758	1965	有	9群で1,352頭が飼育されていたが、領主所有が5群、貴族所有が4群ある。
Witzenhausen ヴィッツェンハウゼン	1745	都市	3,308	1965	有	屠殺用の牧場を除き、それぞれ200頭、7群ある。
Eschwege エシュベージェ	1769	都市	3,813	1959	有	制限無し。1群あたり200頭、8群が飼育されている。
Sontra ソントラ	1777	都市	1,201	1974	有	1,264頭が飼育されている。
Borken ボルケン	1777	都市	699	1962	有	牧場で飼育できる限り無し。
Hessisch Lichtenau ヘッシィシュ・リヒテナウ	1779	都市	778	1964	有	自由、ただし、貴族のマイエンブルクの所領では別に100頭が飼育されている。
Wetter ヴェッター	1783	都市	923	1963	有	修道院及び救貧院の所有地で冬を越せる限りの数の羊を飼うことができる。
Allendorf an der Werra アレンドルフ・アン・デア・ヴェラ	1789	都市	2,134	1981	有	3農場に制限され、それぞれ400頭が飼育されている。
Krauthausen クラウトハウゼン	1746	村落	117	1969	有	営林の半分を放牧地として利用する権利を有し、410頭の羊を飼育している。ただし、ローテンベルク・エシュヴェージェの領主には、去勢羊・放牧料などが課税され、総額で17ライヒスターラーに及ぶ。
Wommen ヴォンメン	1747	村落	201	1968	無	裁判権を有する貴族の騎士領で250頭が飼育されている。
Herleshausen ヘルレスハウゼン	1748	村落	663	1976	無	領主所有の900頭が飼われている。
Schwebda シュヴェーブダ	1750	村落	394	1971	無	500頭が貴族によって飼育されているが抗争中。
Oberkaufungen オーバーカウフンゲン	1777	村落・フ ライハイ ト	1,218	1962	有	農場数の制限もないが通常4農場あるが7年戦争の被害もあり、1農場あたりの頭数も150頭、100頭、110頭と少なく、もう一つは修道院の農場である。
Niederkaufungen ニーダーカウフンゲン	1782	村落	503	1984	有	4農場で飼育されているがそれぞれ150頭以下である。

落や都市において、入念な調査を行い、報告書を提出しているということであり、さらにかなり適切な課税がなされていたということである。

もっとも多くの苦情も寄せられていたが⁵²⁾、1750年までの間に11都市と351の村々あるいは農園の租税の見直しがなされたという⁵³⁾。しかしの膨大な調査は決して十分ではなかった。ヴァルトカペルに見られる正確な調査はむしろ例外的で現地の租税官による報告は多くの点でずさんなものであったという。ヘッセン方伯は1750年9月13日にこれらの租税台帳の公開を差し止めている⁵⁴⁾。

ヴェンツ・ハウプフライシュが述べるように、フリードリヒ二世（在位：1760～1785年）の治世となり、租税改正委員会を改新し、いろいろな部局から集められ構成されていたこれまでの租税改正委員会のメンバーとは別に租税役員を招集した。ある意味で自主的な下からの申告制を改め、1740年代の調査で模範的であったヴァルトカペルの事例などを踏襲し人員の整理を行い、土地測量の要員も増大し、調査内容を定式化し、徴税官用のマニュアルも作成し、特に商業や手工業の租税徴収をより正確に行うようにした⁵⁵⁾。

(2) 租税資本として地域を総体として把握しようとする試みの背景とその理由

ヘルレスハウゼンの地誌には重要な書き込みがある。この村の住民はこの国ヘッセン・カッセルで最も家畜飼育に適した土地を有しているとある⁵⁶⁾。これは牧草地の生育に関する項目での記述であるが、人口663人の村落で、6頭の馬、125頭の雄牛、236頭の雌牛を飼うことのできる家畜用の牧場を経営する権利を村落は有していた⁵⁷⁾。羊はこの項目には記載されていない。牧羊の権利は別立ての項目で記載されており、この村は羊牧の権利を有していない。

しかし、その項目ではおよそ900頭の羊が飼われていることがわかる。領主の所有なの

である⁵⁸⁾。それではどのようにこれらの羊が飼われているかということ、領主に仕えている徴税官などに加えて、3人の羊飼いが居住している⁵⁹⁾。とりわけ羊は適正な管理をしないと牧草が全て食い荒らされてしまうという。そのためと考えられるが、この羊牧権は特別な項目立てがなされていたのである。

ここでまず注意しておく必要のあることは、都市といえども農地は租税資本としては非常に大きな割合を占めており、都市住民が農業を兼業している比率も高い。例えば、ヴァルトカペルの総租税資本は、48,472租税グルデン(Stfl.)22アルプス(Alb.)1ヘラー(Hlr.)（ヘラー換算で1,309,009Hlr.）であるのに対して、土地資産は農地が中心で、種籽などの減額分を除くと、28,341 Stfl. 2 Alb. 4 Hlr.(= 765,233 Hlr.)となり、全体の58.5%である⁶¹⁾。ヴェッターの場合⁶²⁾は、総資産は、32,081 Stfl. 13 Alb.1 Hlr. (=866,344 Hlr.)のうち、土地資産は 18,619 Stfl. 21 Alb. 6 Hlr.(= 502,971 Hlr.)であり、全体の58.1%を農地などの土地資産が占める。この数値に大きな違いはないが、ヴァルトカペルの方が人口数は少ないが総資産は相対的に高く算出されている。

表2にあるように、都市においても多くの家畜が飼育されたことがわかる。主に運搬・輸送用と考えられる馬の飼育数が都市で多いのは当然とも言えるが、農耕用の雄馬などもボルケン(Borken)などでは相対的に多く飼育されていた。人口一人あたりの数値は0.150と高く、ヘルレスハウゼンの0.189そしてヴォンメンの0.174、クラウトハウゼンの0.171に次ぐ数値を示している。主に乳牛と考えられる雌牛は比較的均等に分布している。

また羊の飼育に関しては、表3の備考欄にその飼育の詳細を記しているが、とりわけ支配領主との関係において地域差が大きくなっていることがわかる。図2にあるように、クラ

ウトハウゼン(Krauthausen)における羊の人口あたりの飼育数は突出していることがわかる。多くの場合、羊は主に領主経営の下に置かれていたことが明確である。なお、豚に関しては、各都市や村落で食用として飼育されていることが地誌で確認できるが、肥育のための飼育であることも多く、表2ではあくまでも家畜数として数えられているもののみを挙げている。さらに都市ヘッシェン・リヒテナウ(Hessisch Lichtenau)は100頭の羊以外、一切家畜は飼育されていない。地誌の叙述では、この都市は放牧権を有しているものの、秋には冬の訪れが早く、新年は雪で覆われ、寒さが続き、放牧地に不適切であることが問題とされている⁶⁰⁾。

すでに述べたように14巻公刊されている地誌で詳細が記されている都市もしくは農村に関する羊牧権をまとめたものが表3である。この表からわかるように都市は全て羊牧権を有しているのに対して、農村はすでに述べたクラウトハウゼンと二つの隣接する上部(オーバー)と下部(ウンター)カウフンゲンに限られている。シュヴェーブダの備考欄の記述でもわかるように農村においても、当然、羊牧権を要求していることも知ることができる。ヴォンメンの場合は、村全体が小さな貴族の所領であり、その貴族が羊牧権も有している。

この羊牧については、ヨーロッパ各地の比較を含めて稿を改めて論じる必要があるが、本稿の目的に即して、ヴァルトカペルの事例でさらに詳細を検討したい。所領関係が複雑であるこのヴァルトカペルの地誌叙述の出だしを特に見ていくことにする。

本稿で検討してきた「地誌」は地域を叙述することそのものを目的として作成されたものではなく、租税台帳や地積図を作成する上で必要とされる情報を掲載した序論あるいはそれらの租税の根拠となる種々の前提を記していたものである。これは税額査定のための「前文」であり、歴史的な背景の記述もあれ

ば、地理的な情報あるいは教会、学校、救貧院あるいは農地、牧草地、各種固定資産の評価に関すること、地代、十分の一税、先にも述べた賦役・労役関係、関税、司法、狩猟、そして租税資本一般など、全てで50項目ほどある。それぞれの都市や農村での記述は項目においても異同がある。

さらに、この地誌には、商工業査定という書類が付随しており、公刊史料ではこの書類が付随しているものとそうではないものがある。すでに述べてきたように支配関係も複雑であり、上位権力の統治機構が全ての都市と村落をあまねく同一の基準で査定できていたとは思えない。そのような状況において、1740年代の地誌であるヴァルトカペルやヘルレスハウゼンに関しては、この書類も同時に作成されていたことは明白であり、翻刻出版でも組み込まれている。その他の関係資料は、都市文書館やマールブルクにあるヘッセン国立文書館では調査過程を含めた膨大な記録史料が保管されている。

すでにこの二つの地誌を検討したグレーフェ&クリューガーそしてヴェンツ・ハウプフライシュは、これらの未公刊史料も合わせて検討している。しかし、この「前文」をどのように評価するかという点については十分な理論的検討はなされてこなかった。それは、この史料群を地域資源の総体把握という点で評価するという視点が欠落していたからである。租税という点からは一見不要な情報が多く盛り込まれている。他方で、商工業査定の場合、租税対象者一人一人が調査され、世帯の筆頭者の年齢、家族構成、どのような経済状態にあるかなど、きめ細かな調査の上で、課税額が決められていた。

もっともこの調査自体に各地で差異があり、租税納入対象者の年齢の多くが記載されていない場合とヴァルトカペルのように139人中11人(1.39%)しか不明ではないような場合がある⁶³⁾。ヴァルトカペルはその意味でも

最も正確な情報を伝えているものであり、租税調査のモデルと評価されている⁶⁴⁾。

50項目近い前文に関して個々の項目を検討し、様々な史料群を含めた「地誌」の全体像を明らかにすることが正攻法のようにも思える。しかし、個々の都市や村落ごとに異なる有機経済的諸条件を鑑みればむしろ首尾一貫した統一基準はないものと考えた方が正しいように思う。

そこで本稿では最後に、上記の羊牧権との関係で、ヴァルトカペルの場合について、領主の権利と貴族の権利の双方があることも含めて、この前文の最初の項目でこの都市の状況が記されている部分を検討してみよう。

第1項目は、「都市とその境界の4方位における位置さらにその中あるいはそこにある農園、ザリガニと魚の水圏」と題されている。最初の部分⁶⁵⁾を要約すると以下のようなになる。

この都市ヴァルトカペルはもともと農村の名称であった。フルダ僧院領に属していたが、1715年にボイネブルク・ホーエンシュタインの僧院領に分与され世襲封土認可状が与えられた。他方で、証文は消失しているものの長く以前から都市特権を与えられていた。79人の市民は領邦君主の臣下であり、83人の市民はボイネブルク・ホーエンシュタインの臣下であり、22人の市民はフンデルスハウゼンの臣下であった。

次には実際にヴァルトカペルの地理的位置が主要都市などとの距離や境界線で接する村々が紹介されている⁶⁶⁾。領邦君主の宮廷都市カッセルからは徒歩で7時間の距離にあり、近隣の都市であるエシュヴェーゲからは3時間、ソントラからは2時間などと書かれてい

る。さらに、近隣の河川では鱒やウナギなどが捕れることも紹介され、この都市が二つの高い山々であるミュール山とフラウエン山との間にあることも紹介されている⁶⁷⁾。

しかしここで注目すべきなのは、最初の部分で、市民が三つの異なった領主や貴族の臣下となっているということである。すでに紹介した表3の備考欄にあるように、牧場で飼育されていた羊は9群に分かれ、5群が領主の所有にあり、4群は貴族の所有にあった。詳細は不明であるが、市民が3群に分かれていることと連動している。この3群は、領主と貴族の2群に分けることもできるからである。羊牧権の項目での記載においてこの事情がより明確となる。領主の所有する羊の場合、5農場のそれぞれで去勢羊1頭、子羊1頭つまり去勢羊5頭、子羊5頭あるいは1頭あたり6Hlr.を収めることが義務付けられているが、貴族領に関しては現物で収めることはない代わりにそれぞれ8Hlr.を収めるとされている。これだけでは不明な点もあるが、ここでの要点は貴族の所有する羊に関しては、それぞれの貴族の裁判官主にその金額を収めるように記載されていることである⁶⁸⁾。

つまり、市民が三者に分断されているのはそれらの臣民を管轄する司法が異なっていたということである。領主の裁判所、二人の貴族の裁判所ということになる。市民権は得ていたとしても、都市ヴァルトカペルはあくまでも領邦都市であり、裁判高権は有していなかったと考えられる。臣民は領主あるいは貴族の司法の下に置かれていたのである。そのため、この都市では、特にそれぞれの貴族の臣下である市民の司法を管理する司法官Schultheißが3名おり、さらに、司法以外の都市全体を管理するにあたり、領主と二人の貴族という三者の支配下にあるために、3名の市長Bürgermeisterが任命されていた。これらの情報は家数や人口あるいは職業構成を紹介している項目で紹介されている⁶⁹⁾。

この項目でさらに注目すべきなのは、都市官僚には学校の教師や歳市などを管理する役人などが挙げられているが、ビールの醸造親方などに加えて、牛飼いや、また、すでに述べたように、豚は肥育のために森でドングリなどを食べさせ太らせることもあり、豚の牧人が雇用され、さらに、羊に関しては9牧場があったことになるが、それに合わせて9人の羊飼いが雇用されていた。

彼らはこの役目に関しては無税であったと考えられるが、このように見てくると、この時代の市場をどのように考えればいいのか、一つの仮説を提示できるように思う。租税の査定において、市場原理に従い、その営業状況に合わせて、課税額が決定される商工業と異なり、ヨーロッパでは最初の重要な資本と考えられた家畜の場合、家畜を意味する英語であるLivestockはまさに生きた備蓄である。

しかしそれは、ストックの意味もあると同時にフローつまり供給量の意味もあるということである。羊100頭は病気などが蔓延しない限り、継続的な頭数維持が図られるという意味ではストックなのであるが、当然繁殖もさせ、また去勢をして食用に肥育をし、屠殺するための羊も育てる。これらはフローの資産になり、それらについて都市は、ストックの所有者に対して対価を年単位で支払う義務を有していた。

他方、その義務を果たす以上の余剰のフロー収入は都市の行政的な管理下に置かれており、一種の経営を行っていたとも言える。つまり都市は経営の共同体でもあったのである。この点、農村との比較などもさらに必要であるが、少なくとも、地誌関連史料全体において、なぜこのような前文が書かれていたかという点については、その背景と理由は明らかにされたであろう⁷⁰⁾。

VI. 考察

ヘッセン・カッセルの地誌はヨーロッパに残されている歴史資料では非常に特別な存在である。最初に述べたように、ヨーロッパ近世の歴史資料の基本は、裁判記録であると言っても過言ではないであろう。制度的なレベルでの記録や文書では知ることのできない民衆の詳細な日常が反映しているのが裁判記録である。さらに物質文化を知ることのできる記録としては遺産目録がとりわけ突出した情報量とその質を提供している。住民の生活特に男女差などの詳細を知ることができるからである。

それに対して、本稿で取り扱った地誌は地域を総体として把握している歴史資料である。複雑な保護と権利の連関の下に記された地誌であるだけに、個々の項目は断片的であっても総合的な叙述であり、近世ヨーロッパでは珍しい史料である。前近代つまりヒックスが指摘する「中期の局面」での生活資源となる土地財産は実に複雑なシステムの中で管理されていた。個々の都市や村落でその管理形態は異なっていたのである。その意味で、例えば手工業の実態を把握しようとして、租税台帳からその数値だけを抽出していたのでは正確な実態を把握したとは言えない。各世帯の所有している豚はいかに肥育させることができたのか。また、都市の多くの手工業者は少なからず土地所有者でもあり、農業にも従事していた。

地球上の位置、古くからの地質遺産、気象、気候変動、水文環境、そしてそこから帰結する生態共同体、さらに人間社会が与える周辺環境への衝撃の質と大きさ⁷¹⁾がヒトと動植物全ての生命体の地理的な空間配置とその歴史的動態、つまり生命空間⁷²⁾を、常に改編し続けていたし、現在もそうである。

例えば、本稿で検討した羊牧に関しても、その飼育頭数と牧草地の管理そして家畜としてのストックの所有権との関係は想像以上に複雑である。ヘッセン・カッセルの住民は

様々な権利の獲得の歴史によって自らの生命維持を可能としてきたことは確かであるし、その有機経済は民衆の生きる権利と市場に関与しうる権利の歴史を反映している。そしてさらに、都市や農村の共同体は独自の経営実態があったことが事実である。有機経済社会はそれぞれの場所の多様性にその特徴を有するものなのである。

つまり本稿で得られた結論は、前近代の有機経済は太陽エネルギーに基づく光合成だけをそのエネルギー源の物理化学的根拠としてきたのではなく、その有機経済を家畜ストックのように資本化し、その持続性を法的な権利として獲得していたということである。

地域の生命空間は単一ではなく、多様に変容する生命空間として醸成されていた。家畜ストックが地域住民の生命維持として、あるいは豊かさの象徴として、とりわけ重要な役割をしていた時代はいつまで続き、いつどのように変化したのか、あるいは持続されることができたのか。すでに、ヴィルヘルム・アーベルの詳細な数量経済史研究で明らかにされているように、穀物価格は人々の生命維持つまり人口変動の関数であったのに対して、バターや食肉に対する需要量は「相対的に所得弾力的」であった⁷³⁾。

また、他の地域ではどのように観察されるのか、さらに、本稿では牧羊のみを取り上げたが、醸造権など他の分野・領域ではストックとフローの関係はどのように観察されるのか。それぞれに異なる有機経済の根源と地域性は、他の動植物それぞれに関する詳細な検討の上で初めてより正確な結論を見出すことができると考える。

しかし、ここで述べたような近世の有機経済社会における多様な生命空間は近代に向けて斉一化の方向に向かっていったのかもしれない。また他方で、産業革命以前の時代を持続可能社会と断定するような間違った理解は広く蔓延している。問題はその時代に抱えて

いた有機経済社会の特性は、Sustainability（持続可能性）という概念で総括できるほどに簡単ではないということである⁷⁴⁾。敢えて将来の研究を先取りするとすれば、自然と社会のそれぞれが有するレジリエンス（しなやかさ、復元力、回復力、反発力、強靱化）を改めて考えるべき時代に到達していることではないかと考える。人や社会そしてあらゆる生命体が生き残るという意味において「近代」が改めて問い直されていると考える。

注

- 1) ドイツ語の市民、国民という概念は独特であり、この点についての詳細は、広渡清吾「国籍・市民権・民族属性——「人と国家の関係」の法的継承をめぐって」同『ドイツ法研究——歴史・現状・比較』日本評論社、2016年、第3章、101～153頁を参照。
- 2) 村山聡「ドイツの大学史と大学文書館」『三田評論』No.1117、2008年、29～33頁。
- 3) 環境史研究の概説としては、J・ドナルド・ヒューズ『環境史入門』（村山聡・中村博子訳）、岩波書店、2018年を参照。
- 4) Mitterauer, Michael, Formen ländlicher Familienwirtschaft. Historische Ökotypen und familiäre Arbeitsorganisation in Österreichischer Raum. Josef Ehmer und Michael Mitterauer (Hrsg.), Familienstruktur und Arbeitsorganisation in ländlichen Gesellschaften. Wien, 1986, S. 185-323.
- 5) 前掲3), ヒューズ, 10頁他参照。同書には随所に歴史地理学の貢献に関する記述を見て取ることができる。同書, 「歴史地理学(者)」の項目索引を参照(同書, 191頁)。

- 6) 前掲3), ヒューズにおけるlandscapeに関する第1章訳注3), 17~18頁を参照。例えば邦語文献としては, 金田章裕編『景観史と歴史地理学』吉川弘文館, 2018年を参照。
- 7) Reith, Reinhold, Umweltgeschichte der Frühen Neuzeit. (Enzyklopädie Deutscher Geschichte, Bd. 89), München: Oldenbourg Verlag, 2011, S. 7-8.
- 8) ヨアヒム・ラートカウ『自然と権力: 環境の世界史』(海老根剛・森田直子訳)みすず書房, 2012年(原書, 2002年。なお, 2008年の英語版Radkau, Joachim, Nature and Power. A Global History of the Environment, New York: Cambridge University Press, 2008の序論は特にマックス・ウェーバー研究者でもあるラートカウの独自の視点が展開されている。邦訳はドイツ語版に基づいている。この点については, 前掲 3)の第5章訳注 3), 106頁参照; David Blackbourn, The Conquest of Nature. Water, Landscape, and the Making of Modern Germany. London: Jonathan Cape, 2006 (Paper Back, 2007; Penguin Books, 2016).
- 9) 前掲1), 広渡清吾「国籍・市民権・民族所属性」, 107頁および木村靖二他編『ドイツ史研究入門』山川出版社, 2014年所収, 踊共二・山本文彦「第3章 近世の神聖ローマ帝国と領邦国家」65~110頁参照。
- 10) 前掲 1), 広渡清吾「国籍・市民権・民族所属性」, 112頁。
- 11) 数多くの研究があるが, 本稿とも関連するものとして, 裁判記録を中心に資金の貸し借りなどを含めて, 農民の日常生活を明らかにしたものとしたドイツ語圏の一地域研究では, Ogilvie, Sheilagh, A Bitter Living. Women, Markets, and Social Capital in Early Modern Germany. New York: Oxford University Press, 2003を挙げておく。また, 遺産目録に基づく物質文化あるいは消費文化としては, 北西ヨーロッパを超えて北アメリカを扱ったものとして, de Vries, Jan, The Industrious Revolution. Consumer Behavior and the Household Economy, 1650 to the Present. New York: Cambridge University Press, 2008を代表的なものとして挙げておきたい。
- 12) 速水融「近世日本の経済発展と Industrious Revolution」新保博・安場保吉編『近世移行期の日本経済』数量経済史論集2, 日本経済新聞社, 1979年, 3~14頁。後に他の関連論文と共に速水融『近世日本の経済社会』麗澤大学出版会, 2003年所収。
- 13) de Vries, Jan, "The industrious revolutions in East and West." In Labour-Intensive Industrialization in Global History, edited by Gareth Austin and Kaoru Sugihara, London and New York: Routledge, 2013, pp. 65-84.
- 14) 斎藤修「勤勉革命の実証的再検討」『三田学会雑誌』97 (2004), 151~161頁。
- 15) de Vries, Jan, "The Industrial Revolution and the Industrious Revolution." Journal of Economic History, 54(1994), pp. 249-270; 前掲 11) de Vries, 2008.
- 16) 前掲11) de Vries, 2008, p. 273.
- 17) Muldrew, Craig, Food, Energy and the Creation of Industriousness. Work and Material Cultures in Agrarian England, 1550-1780. Cambridge: Cambridge University Press, 2011.

- 18) Ogilvie, Sheilagh, "Consumption, Social Capital, and the "Industrious Revolution" in Early Modern Germany." *Journal of Economic History*, 70-2 (2010), pp. 287-325.
- 19) Klein, Alexander and Sheilagh Ogilvie, "Occupational structure in the Czech lands under the second serfdom." *Economic History Review*, 69, 2 (2016), pp. 493-521.
- 20) Panjek, Aleksander, Jesper Larsson and Luca Mocarelli, eds., *Integrated Peasant Economy in a Comparative Perspective. Alps, Scandinavia, and Beyond*. Koper: Založba Univerze na Primorskem, 2017; Murayama, Satoshi and Hiroko Nakamura, "Industrious Revolution" Revisited: A Variety of Diligence Derived from a Long-Term Local History of Kuta in Kyo-Otagi, a Former County in Japan. *Histories* 2021, 1 (3), 108-121; <https://doi.org/10.3390/histories1030014>
- 21) 前掲3), ヒューズ参照。
- 22) Wrigley, E. A., *Continuity, Chance and Change. The Character of the Industrial Revolution in England*. Cambridge, UK, et al.: Cambridge University Press, 1988; Wrigley, E. A., *Energy and the English Industrial Revolution*. Cambridge, UK, et al.: Cambridge University Press, 2010; Wrigley, E. A., *The Path to Sustained Growth. England's Transition from an Organic Economy to an Industrial Revolution*. Cambridge, UK, et al.: Cambridge University Press, 2016.
- 23) Bohman, Magnus, "Conditional crisis? Ecological challenges and conditions of growth during the agricultural evolution in southern Sweden, c. 1700-1900." *Economic History Review*, 70, 1 (2017), pp. 171-186; Malanima, Paolo, "Energy consumption in England and Italy, 1560-1913. Two pathways toward energy transition." *Economic History Review*, 69, 1 (2016), pp. 78-103; Henriques, Sofia Teives and Paul Sharp, "The Danish agricultural revolution in an energy perspective: a case of development with few domestic energy sources." *Economic History Review*, 69, 3 (2016), pp. 844-869.
- 24) J・R・ヒックス『経済史の理論』(神保博/渡辺文夫訳), 講談社学術文庫, 1995年, 原書, 1969年; 斎藤修「経済史の理論家ヒックス」『学際』第4号, 2017年11月, 86-95頁。
- 25) 前掲24), ヒックス, 167頁。
- 26) 前掲24), ヒックス, 271頁。
- 27) 前掲24), ヒックス, 142頁。
- 28) Greve, Klaus und Kerstin Krüger, „Steuerstaat und Sozialstruktur — Finanzsoziologische Auswertung des hessischen Katastervorbeschreibungen für Waldkappel 1744 und Herleshausen 1748. " *Geschichte und Gesellschaft* 8 (1982), S. 295-332, Anm. 2.
- 29) 前掲28)及びWenz-Haubfleisch, Annegret, "… damit die Landes-Bürden hinfüro mit gleichen Schultern getragen warden." *Ziele und Durchführung der Rektifikation des landschaftlichen Steuerstocks in der Landgrafschaft Hessen-Kassel im 18. Jahrhundert.*" *Hessisches Jahrbuch*

- für Landesgeschichte, 39 (1989), 151-203.
- 30) Oberkaufungen 1777, bearbeitet von Fritz Meyer, Hessische Ortsbeschreibungen 3, Verlag Trautester & Fischer Nachf., Marburg/Lahn und Witzenhausen, 1962, S. 7-8, Anm. 1).
- 31) 前掲24), ヒックス, 143頁。
- 32) 前掲24), ヒックス, 142頁。
- 33) 村山聡「家計が持続する名望家層と多出する無産者層：近世ドイツ・ヴッパー渓谷における人口危機とその帰結」『比較家族史研究』30 (2016年), 87～106頁。
- 34) 前掲28), S. 328. イタリアの最近の研究については, 書評: Guido Alafani and Matteo Di Tullio, *The Lion's Share: Inequality and the Rise of the Fiscal State in Preindustrial Europe*. 村山聡, 『社会経済史学』, 87-4, February, 2022, 110-112を参照。
- 35) 前掲24), ヒックス, 144頁。
- 36) 前掲24), ヒックス, 108頁。
- 37) 前掲24), ヒックス, 142頁。
- 38) 前掲3), pp. 21-75.
- 39) 前掲38), p. 29.
- 40) 前掲38), p. 39.
- 41) 前掲38), pp. 43-6.
- 42) 前掲39), Wenz-Haubfleisch, S. 151.
- 43) 前掲28), S. 300.
- 44) Herleshausen 1748, bearbeitet von Erich Marsch, Hessische Ortsbeschreibungen 12, Marburg/Lahn und Witzenhausen: Verlag Trautester & Fischer Nachf., 1976, S. 27.
- 45) Schwebda 1750, bearbeitet von Karl Höch, Hessische Ortsbeschreibungen 10, Marburg/Lahn und Witzenhausen: Verlag Trautester & Fischer Nachf., 1971, S. 22-23.
- 46) Niederkaufungen 1782, bearbeitet von Winfried Wroz, Hessische Ortsbeschreibungen 14, Marburg/Lahn und Witzenhausen: Verlag Trautester & Fischer Nachf., 1984, S. 33-36. この詳細は今後さらに検討したいと考えているが, 一定量の干し草やチャンパー用の薪などをカッセルに運ぶことが義務づけられていた。
- 47) 前掲46), S. 33. なお, 本稿以降の時代に関する同地域の農民解放については, 坂井榮八郎「クールヘッセンにおける農民と農民解放」同『ドイツ近代史研究—啓蒙絶対主義から近代的官僚国家へ』山川出版社, 1998年, 69～133頁を参照。ただし, 近世近代移行期全体に関しては稿を改めて論じる必要がある。
- 48) Waldkappel 1744, bearbeitet von Heinrich Albrecht, Hessische Ortsbeschreibungen 7, Marburg/Lahn und Witzenhausen: Verlag Trautester & Fischer Nachf., 1965; ヘルレスハウゼンに関しては前掲44)参照。
- 49) 前掲28)。
- 50) Wetter 1783, bearbeitet von Werner Hetsch, Hessische Ortsbeschreibungen 5, Marburg/Lahn und Witzenhausen: Verlag Trautester & Fischer Nachf., 1963.
- 51) 前掲29), Wenz-Haubfleisch.
- 52) 前掲29), Wenz-Haubfleisch, S. 180.
- 53) 前掲29), Wenz-Haubfleisch, S. 186.
- 54) 前掲29), Wenz-Haubfleisch, S. 185.
- 55) 前掲29), Wenz-Haubfleisch, S. 189-190.
- 56) 前掲44), S. 21.
- 57) 前掲44), S. 14.
- 58) 前掲44), S. 15.

- 59) 前掲34), S. 16.
- 60) Hessisch Lichtenau 1744, bearbeitet von Georg Heyner, Hessische Ortsbeschreibungen 6, Marburg/Lahn und Witzenhausen: Verlag Trautester & Fischer Nachf., 1964, S. 25.
- 61) 前掲44), S. 51.
- 62) 前掲29), Wenz-Haubfleisch, S. 199.
- 63) 前掲28), S. 330.
- 64) 前掲29), Wenz-Haubfleisch, S. 166.
- 65) 前掲48), S. 9.
- 66) 前掲48), S. 9-10.
- 67) 前掲48), S. 11.
- 68) 前掲48), S. 18-19.
- 69) 前掲48), S. 19-20.
- 70) 経済学でよく使われるストックとフローの区別を歴史研究においていかに議論するかに関しては、著者が2016年10月31日に、京都大学数理解析研究所における共同研究会において、日欧比較について報告である "Historical Sources for Living Spaces: Two Types of 'Industriousness'" に対して、この共同研究会に招聘させて頂いた斎藤修氏からのコメントに端を発している。斎藤修『比較経済発展論』岩波書店、2008年、239～241頁におけるイングランド農業の発展に関する叙述において、資本と労働の投入量(フロー)と資本ストックとの関係についての議論において、農場経営者の資本ストックのうち80から90%が家畜保有であったことが、C. H. FeistainやR. C. Allenの研究に基づき紹介している(同書、241頁)。
- 71) Totman, Conrad, Japan. An Environmental History. London/New York: I.B.Tauris, 2014, p.1.
- 72) Living Spacesプロジェクトはもともと香川大学地球ディベロプメントサイエンス国際コンソーシアムで進めていた研究プロジェクトを、2015年度から2017年度にかけては、総合地球環境学研究所で進めていたものである。本稿はその研究成果の一部でもある。また、近年さらに議論を進め、自然を「水と大気」そして「土地と資源」に区分することによって新たな地域経済研究を模索するために新たな研究会組織である「環境経済史研究会」を2021年11月20日創設した(http://dlpweb.ed.kagawa-u.ac.jp/main/?page_id=462)。英語では、The Historical Association for Environmentally Local Economy = HAELEである。現在、日本語と英語のメイリングリストがあり、全体で100名近いメンバー(そのうち、30名ほどが海外のメンバーである)の登録がある。年四回の定例会議をオンライン・ハイブリッドで開催しており、新たに読書会(合評会)も運営する予定である。Murayama, Satoshi, Environmental humanities: a long-term local history approach to living spaces. Journal of Kagawa University International Office, 14, March 31, 2022, 260-268; <https://doi.org/10.57372/00009750>
- 73) ヴィルヘルム・アーベル『農業恐慌と景気循環：中世中期以来の中欧農業及び人口扶養経済の歴史』未来社(寺尾誠訳)、1972年(原書、1966年)、148～149頁。
- 74) Warde, Paul, The Invention of Sustainability. Nature and Destiny, c. 1500-1870. Cambridge, UK, et al.: Cambridge University Press, 2018.を参照。
- [付記] 本研究は、初稿の脱稿後、数年以上の歳月を経ている。その後の研究成果を踏まえ、本年度、最終年度を迎えている基盤(B)(20H01523)の研究成果の一部として、改稿している。